

令和4年12月19日

岩手県立大東病院テナント事業者（テレビ付き床頭台営業）公募に係る照会への回答等について

岩手県立大東病院長

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたり、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下での営業計画書を策定していただくため、先に開催した説明会で「岩手県立大東病院テナント営業募集要項」等資料に関する説明事項、現地説明時の質問事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に関して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

なお、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【テナント説明会での質疑応答について】－当日回答したことに加え、補足等をしております。

1 問、 テナント営業に係る個別条件及び別紙 岩手県立大東病院テレビ付き床頭台設置仕様書について、2床頭台及び3テレビの仕様すべてに合致させなければいけないでしょうか。

答、 記載されている条件はすべて必要になります。